防衛省仕様書

D S P S 2040B

制定 平成19. 1.22

改正 平成20. 3.21

DISH, EATING
BOWL, EATING

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は,主として隊員が喫食時に使用する洋皿,小皿,菜皿,小鉢,小判型深皿(以下,皿という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語は、JIS K 6900による。

1.3 種類

種類は,表1による。

表1-種類

種類	物品番号	備考
洋皿(絵柄付), A型	7350-280-8650-5	
洋皿(絵柄付), B型	7350-280-8649-5	
洋皿(絵柄付), C型	7350-336-9230-5	
洋皿(絵柄付), D型	7350-284-4882-5	
小皿(絵柄付), A型	7350-280-8646-5	
小皿(絵柄付), B型	7350-280-8645-5	
小皿(絵柄付), C型	7350-336-9232-5	
小皿(絵柄付), D型	7350-284-4879-5	メラミン樹脂タイプ
菜皿(絵柄付), A型	7350-280-8648-5	
菜皿(絵柄付), B型	7350-280-8647-5	
菜皿(絵柄付), C型	7350-284-4878-5	
小鉢(絵柄付), A型	7350-280-8652-5	
小鉢(絵柄付), B型	7350-280-8651-5	
小鉢(絵柄付), C型	7350-336-9231-5	
小鉢(絵柄付), D型	7350-284-4880-5	
丸型深皿(絵柄付)	7350-424-1186-5	
小判型深皿	7350-161-6977-5	ステンレスタイプ

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例1 洋皿(絵柄付), A型

例2 小鉢(絵柄付), A型

1.5 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書 又は見積書の提出時における最新版とする。

a)規格

JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯

JIS K 6900 プラスチックー用語

JIS K 6911 熱硬化性プラスチック一般試験方法

JIS K 6917 メラミン樹脂成形材料

JIS K 7112 プラスチックー非発泡プラスチックの密度及び比重の測定方法

JIS S 2029 プラスチック製食器類

JIS Z 8721 色の表示方法 - 三属性による表示

NDS Z 0001 包装の総則

NDS Z 8201 標準色

b) 法令等

食品衛生法(昭和22年法律第233号)

2 製品に関する要求

2.1 材料

材料は,表2による。

表 2 一材料

種類	規定	備考
洋皿	セルロースを主基材とするメラミン樹脂成形	メラミン樹脂成形材料とはセルロース20%~30%を主
小皿	材料(以下,メラミン樹脂成形材料という。)	基材とし、メラミン樹脂70%~74%を含有したものであ
菜皿	JIS K 6917食器用MM-T,	って,その他着色剤,添加剤等は,1%~3%とする。
小鉢	又は同等品とする。	
丸型深皿		
	JIS G 4305 冷間圧延ステ	
小判型深皿	ンレス鋼板のSUS 304-CP板厚0.7mm	_
	で,表面仕上げは, №2Bのものとする。	

2.2 加工

2.2.1 メラミン樹脂タイプ

- a) 成形方法は、圧縮成形によるものとし、絵付成形の場合は、耐久性向上のため絵付用メラミン樹脂含浸紙(フォイル) の印刷面を裏側にして成形するものとする。
- b) 成形品を更に加熱器の中で加熱処理し、形成品の硬化を完全にするものとする。
- c) 食器の表面は、内外面とも凹凸がなく、滑らかで汚れのつきにくいものとし、洗浄むらができないような傾斜面のある水きり部を有するものとする。

2.2.2 ステンレスタイプ

- a) 成形方法は、プレス成形によるものとする。
- b) 皿の縁の下部全周を継ぎ目のない長円形の厚さ2.5mm,幅7mmの皿本体と同じ材料を用いて45箇所以上のスポット溶接による重ね張りを行うものとする。なお、スポット溶接は、容易にはく(剥)離しないよう確実に行うものとする。
- c) 皿の縁の上,下の面にスポット溶接こん(痕)が残らないよう入念に仕上げるものとする。
- d) 加工後は、十分光沢がでるように研磨するものとする。

2.3 形状•寸法

形状及び寸法は, **付図1~付図6**による。

2.4 色・絵柄

メラミン樹脂タイプの生地の色は、NDS Z 8201標準色の色番号2801N9. 5を標準とし、絵柄は、**付図7~付図11**による。

2.5 品質

2.5.1 衛生性

皿及び小鉢は、食品衛生法に適合しなければならない。

2.5.2 外観

- a) メラミン樹脂タイプは, JIS S 2029によるほか, 次による。
 - 1) 表面は、液むら及びあばたがなく、平滑で光沢があるものとする。
 - 2) ひずみによるねじれ、そりなどの変形がないものとする。
 - 3) まだらがなく、製品相互間に色のむらがないものとする。
 - 4) 彩色及び絵付けは良好であり、適度の堅ろう性があるものとする。
- b) ステンレスタイプは,次による。
 - 1) 表面は、光沢のむら、きず及びひずみなどの欠点がなく、平滑で光沢があるものとする。
 - 2) き裂, ばりなどがないように特に入念に仕上げるものとする。
 - 3) 底面部分は、安定し、座りが良好なものとする。

2.5.3 性能

メラミン樹脂タイプの性能は,付表1による。

2.5.4 製造工場

製造工場は、JIS認証工場又は、それに準ずる工場とする。

2.6 製品の表示

製品の表示は、特に調達要領指定書により指定する場合を除き、皿及び小鉢の底部裏面の見やすい位置に形出しによるものとし、表示項目は、次による。ただし、ステンレスタイプについては、打刻によるものとする。

- a) 調達要求元の標識 防衛省
- b) 納入年度

例 2009

c) 製造者名又はその略号

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、付表1によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は,特に調達要領指定書により指定する場合を除き,次による。

4.1 包装

包装は, 商慣習による。

4.2 外装の表示

外装の表示は、NDS Z 0001の表示・標識の一般事項によるほか、輸送諸元を1面に、次に示す項目を2面及び5面に行うものとする。

- a) 調達要求番号
- b) 品 名(製品の呼び方)
- c) 物品番号
- d) 数 量
- e) 総質量
- f) 納入年月
- g) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 承認用見本等

契約の相手方は、製作に先立ち承認用図面3部、承認用見本3個及びカット見本2個を契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を得なければならない。ただし、ステンレスタイプについては、カット見本を除く。

5.2 承認用見本等の省略

契約の相手方が調達品目の契約実績があり、過去の契約におけるものを承認用見本等として使用する場合は、提出を省略することができる。

原案作成部課等名: 陸上自衛隊 補給統制本部

付表 1 一性能

項目	試験方法	判定基準			
形状·寸法	-	2.3による。			
色·絵柄	-	2.4による。			
冷壮 外口计索关性	JIS S 2029の塗装・絵付け密着性試験に	各箇所とも20㎡を超えるはがれ			
塗装・絵付け密着性	よる。	があってはならない。			
衛生性	-	2.5.1による。			
外観及び製品の表示	_	2.5.2及び2.6による。			
耐衝擊性	JIS S 2029の耐衝撃性試験による。	破損がないものとする。			
耐煮沸性	JIS S 2029の耐煮沸性煮沸試験による。	変形,変質,き裂等の異常がな			
		いものとする。			
	a) 試験片	生地の色相は, JIS Z			
	食器の中心を原点として、放射状に約6等分	8721に準拠した標準色票			
	して作る。	の2.5R6/10より明るいものと			
	b) 試験液	し、つやは、5の承認見本と比べ			
	食用赤色 102 号("食品衛生法"による検査	差がないものとする。			
	合格品で純度 80 %以上)を蒸留水で 10 %				
	の水溶液としたもの。				
	c) 試験方法				
色素使用による耐硫酸性	JIS K 6911の耐硫酸性試験を終了し				
	た後、当該試験片を試験液で10分間煮沸し				
	着色処理する(この際試験片は、ビーカーの				
	底に内面を向けないものとする。)				
	煮沸後、蒸留水ですすぎ、スポンジなどを用				
	いて水道水で十分に洗い、更に、蒸留水です				
	すぐ。				
	d) 判定方法				
	着色処理した試験片を乾燥した後、内面の色				
	素沈着の状態を調べて判定する。				
臭気及び味		臭気及び味がないものとする。			
色の溶出	JIS S 2029による。	色の溶出がないものとする。			
耐候性		変退色3級以上のものとする。			
比重(23/23℃)	JIS K 7112のA法による。	1. 45~1. 60 a)			
コーティングレジン(厚み)	_	20~150ミクロン			
注記 耐硫酸性 耐者沸性 耐候性 比重及びコーティングレンジ厚試験については 公共試験機関等におい					

注記 耐硫酸性,耐煮沸性,耐候性,比重及びコーティングレンジ厚試験については,公共試験機関等において行うことができる。

注 a) 数字は、目安として示す数値である。





















